

第59回
埼玉県男女共同参画審議会

令和3年9月7日 (火)

埼玉県県民生活部男女共同参画課

【武田会長】 それでは、本日の議事は次第の3「(1)次期埼玉県男女共同参画基本計画(案)について」です。事務局から資料1から資料4について御説明をお願いいたします。

【事務局からの説明】

・資料1に基づき前回(第58回)審議会委員から出された意見、後日事務局に提出された意見に対する県関係部局による回答を説明した。

・資料2～4により、次期計画案について、主な変更点を中心に説明を行った。

資料1 第58回(令和3年度第1回)埼玉県男女共同参画審議会委員の意見への回答

資料2 次期埼玉県男女共同参画基本計画の体系(案)

資料3 次期埼玉県男女共同参画基本計画の指標(案)

資料4 次期埼玉県男女共同参画基本計画(案)

【武田会長】 御説明ありがとうございました。ただいま事務局の説明について、意見質問等ありましたらお願いいたします。はい、では石崎委員。

【石崎委員】 資料1の17番の医療分野における女性の参画拡大というところで、医師との懇談会等を実施しているという説明がありましたが、女子高校生の医学部進学を後押ししていく時に現実的な問題として、経済的な支援も必要だと思いました。皆さん御存知のように私立大学の医学部は学費が高額ですので、医学部に行きたいと思っていたり、医学部へ進学が可能な学力を持っている女子高校生がいたとしても、経済的な事情から断念して、同じ理系であっても別の分野に進んでいる可能性もあるので、県独自で女子高校生の医学部進学を支援する奨学金や、将来埼玉県で働くことを条件にした奨学金など経済的な支援も医学部への進学の場合は必要と思いました。よろしくをお願いいたします。

【武田会長】 はい、ありがとうございます。何か事務局の方からありますでしょうか。

【事務局】 本県は医師不足というところがありまして、将来医師として埼玉県の地域医療に貢献したい方を対象に奨学金の用意がございますので、そういった情報も行き渡っているかどうか教育委員会の方にも確認するとともに、情報提供していきたいと思っております。

【石崎委員】 埼玉県でも地域によってクリニックがたくさんある地域と、近くのクリニックに行くまで車で何分もかかるところと、都市部と山間部や農村部で違いもあると思うのでそのようなことにも配慮しつつ、取り組んでいただけるとよいと思います。よろしくお願いします。

【武田会長】 はい、それでは他の委員の方で、いかがでしょうか。大崎委員どうぞ。

【大崎委員】 はい、ありがとうございます。基本目標の2-2で、男女ともに働きやすい職場環境づくりのところに関わってくると思うんですけども、今言うタイミングか迷ってたんですが、資料の4の、10ページのところで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応とあるんですけど、その中では特に女性に対して就業面から生活面について様々な形で深刻な影響を及ぼしていますというところで、これ情報としてお知らせするのですが、今、私の住んでる埼玉県熊谷市あたりですと、保育園とかでも協力保育を求められています。あと幼稚園や小学校にも分散登校という形で、今コロナ禍の緊急事態宣言に対応する形で、各家庭にそういう指示が回っています。この協力保育について今とても相談が多くて、在宅勤務になるお母さんが直接保育園とかから言われるわけではないんですが、何となく圧力的に感じて、私は家にいるのに子供を預けていいんだらうかという、お母さんの心配があったりします。それがお父さんが在宅勤務だとそういう思いにならないんですね。お母さんが在宅勤務になった時点で、お母さんもあるからということで、協力保育を求められてしまうような、圧力を感じるとお話を聞いたんですね。それに対して、一番私が求めたいのが、企業のサテライトオフィスの整備を進めていただけるような形にしていきたいと思います。都内まで出勤することに対してもお母さんの抵抗があったりして、退職をしなくちゃいけないのかぐらいに追い詰められてるお母さんもありますので、コロナ禍で女性にそういう面でもしわ寄せがいつてるってところを、県としたらどういう対策で、企業側にどういう対応をお願いするのかなということについて聞いてみたいと思います。

【武田会長】 大崎委員ありがとうございます。この意見について何かございますか。

【事務局（多様な働き方推進課）】 はい。今大崎委員からお話があった、いわゆるサテライトオフィスの活用についてですけれども、県としても、やはりテレワークを推進するに当た

ってなかなか在宅では働きにくい、今おっしゃったようなお子さんを抱えていらっしゃるりとか、家庭の環境でなかなか在宅ではできないっていう方もいらっしゃるり、通信環境の問題もございますので、そういった方にテレワークをしていただくためにも、サテライトオフィスを利用することは非常に有効な手段だと考えています。こういった企業に対して、そういう働きかけを行ったりですとか、利用の実態ですとか、意向等について、アンケート調査なども行って今後の施策に生かしていく方針で進めております。だいたい県南の方には、民間のいろいろなオフィスもできてかなり進出してきていたりしていますけれども、地域格差があって、県北ですとかまだまだ利用したくてもサテライトオフィス自体があまりないところがあります。こういうものの整備などに関しても県全体としていろいろ検討していけたらと思っております。

【大崎委員】 企業がどこかを借りて、その対象の方だけに使わせるというのはとても無理があると思うんですね。いろんなところに住んでいらっしゃるの。例えば熊谷に住んで、そういう対象になるお母様がサテライトとして出勤する形で、WiFiの環境が整っている場所を、地方自治体が今空いている、特に熊谷なんかは合併した際に、行政センターがいくつもあるんですね。合併した市町村にあったり、行政センターとそのまま残っていて、私の感覚的に言うと、空いてる部屋がいっぱいあるんですね。そういうところも開放していただいて、使ってもいいよみたいなのを進めてもらうような形があれば別に、企業はどっかを借りてそこでやってくださいではなく、そういう環境でできるところを、行政側が用意して無料で貸してくれるとか、そういう対応を考えていただくといいんじゃないかなと素人考えですが思います。

【事務局（多様な働き方推進課）】 今の御意見でございますけれども市町村によっては、整備を始めていらっしゃるところもあります。私どもの方でも、市町村とサテライトオフィスに関する意見交換会を立ち上げていろいろな設置事例の共有などをしていく方向で今、準備を進めています。実際に市町村関係ですと地域創造みたいな観点で、県庁の中でも地域政策課とか別の課も関わってはいるんですけども、連携をしながらそういう市町村の積極的な整備も県として支援をしていく方針でありますので、御意見はしっかりと受け止めております。

【大崎委員】 ありがとうございます。それを利用する方にまで、広報がちゃんと行き届いてもらいたいところもありますので、その辺も力を入れていただきたいなと思います。自分で手を挙げてそこを使ってもいいという対応ができる場合に、選択して選べるぐらいの広報を進

めていただきたいなと思います。ありがとうございました。

【武田会長】 この件に関連して他の委員の方で御発言等ありますでしょうか。特になければ別の点について、どうぞ。村松委員お願いします。

【村松委員】 よろしく申し上げます。資料4の45ページの性暴力のところについてお伺いしたいんですけども。資料4に入って大丈夫でしょうか。

【武田会長】 お願いします。

【村松委員】 特に性犯罪、性暴力の防止に向けた意識啓発とかのところ、2点あります。私、最近高校生向けに講義に行っているんですけども、ほとんどのお子さんが緊急避妊ピルのことって全く知らないんですよ。コンドームとか避妊具は教科書で習うらしいんですけども。だから緊急避妊ピルのこととか全然知らなくて、教科書にどうもちょっとだけ書いてあるんですけども、ここについて60人いて知ってる子が1人とか2人なんですよ。実際に私が関わったケースで、正確にはレイプではない、レイプかレイプじゃないか際どいような場合には、男性がコンドームをつけてくれない場合、防げないんですよ、女性は。そういった場合、実際妊娠して中絶してしまって相手は分からないみたいな事例とかも結構あります。高校生とか大学生、中学生くらいの子がそういう知識があれば、そういう被害があって24時間とか48時間以内にその薬を飲むと少なくとも、中絶しなきゃいけないっていうことは避けられると思います。性教育も日本はしていると思うんですけども、ただ、なかなか踏み込んでないというか、そういうことはないだろうという前提で教育をしていて、いざそういう被害に遭った時に防ぐ手段はみんな知らないっていう状況なんですよ。それはすごく私は問題だなと思っていて、緊急避妊ピルを日本の場合、お医者さんに処方してもらわないともらえないってハードルがあるっていうのがまずちょっと問題だとは思うんですけども、少なくともそういう被害に遭った時に薬を飲んだりすることによって中絶とかそういう事態を防げるんだっていうことぐらいは、女子高生、女子大生ぐらいでみんな知識を持っているというのは、大前提としてあった方がいいんじゃないかと思います。男性の方にも、そうした事態になった時に、自分がどういう責任を負わなきゃいけないかという教育があんまりなされていないのかなと、そういった事例を見ると思いました。ですからそこについてももう少し表面的ではなくて、実際に使える、子供

たちが使える知識を伝えていただきたいなと思いました。以上です。

【武田会長】 ありがとうございます。今の村松委員の意見に関連して、どなたか委員から御発言ある方いらっしゃいますか。では、事務局の方から何か、今の村松委員の御意見について、ありますでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。委員の御指摘、もつともだと存じます。教育の場でも、性の指導を行っているところですが、どこまで教えられてるのかというところについて、今の御意見をしっかり伝えていきたいと思います。あとは県で45ページに彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターアイリスホットラインというところがございまして、そこでレイプ等があった場合の対応（緊急避妊の処置など）とか、そういう体制を整えたり相談体制も整備しています。あとは保健医療部で民間団体に委託して行っている、にんしん相談SOS埼玉という、予期せぬ妊娠で悩んでいる方への相談窓口を設置しています。民間団体と連携しながら、様々な場面で子供たちに伝えることが大切なのかなと思っております。昨年11月の、女性の暴力をなくす運動のテーマが「性暴力をなくそう」ということで、当課でも女性の暴力の根絶を示すパープルリボンにちなんで紫のライトアップを行ったり、相談カードを配ったりといったことをさせていただいたり、あとは彩の国だよりで、性暴力をテーマに「性暴力を受ける方は悪くない、悪いのは加害者である」「性暴力を受けるとフリーズしてしまっ、て、抵抗するのも難しい」「加害者には知人が多いのですが、そういう場合は抵抗するのは難しい」といった性暴力に遭った場合の状況などを紙面を割いて伝えました。そうした啓発も力を入れていきたいと考えております。ありがとうございました。

【武田会長】 はい、ありがとうございます。何か関連して御発言のある方いらっしゃいますでしょうか。それでは、別の点について、御意見、御質問お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。村松委員、どうぞ。

【村松委員】 はい。資料4の46ページの部分なんですけど、「性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実」とあるし、十分いろいろ書いていただいているんですけども、私の感覚からすると、被害者の場合、防ぎようがない場合があって、多分いくら注意していても正直被害に遭っちゃうケースがあります。

被害者にならないようにどうしていくかっていうことなんだと思うんですけども、むしろ問題なのは被害者じゃなくて加害者だと思うんですよ。その加害者をどう排除していくか、特に子供の教育現場、学校とか、保育園とか、あとは放課後デイサービスとか。放課後デイサービスは結構被害が多かったって新聞記事に掲載されたり、今の埼玉県だけの問題じゃないんですけども、今一度そういう子供に対して性犯罪をした人も、ちょっと別な職種に行けば、また違う職場で子供と関わることができるという環境は日本にあると思います。それが一番問題なんですよ。同じ人がやっぱり何回もやってる、再犯性が極めて高いと思っています。むしろそういう方がもう子供に関わる仕事に就けないように、その方たちの人権も大事なかもしれませんが、より被害者、未来の子供たちが性被害を受けた後の影響とかを考えると、やはりそういう、過去に犯罪歴のある人がそういう仕事に就けないような形での、何か情報共有とか、そういう加害者の締め出しっていう部分はちょっと薄いのかとこの推進項目を見ると思います。もちろん警察の取り締まりの強化というのは書いてあるんですけど、被害者が被害に遭わないための教育っていうよりは、むしろそういう加害者をどうしたらそういう教育現場に入れないように、大人が守っていかなくちゃいけないのかなというのがあまりない、こういう視点がないのかなと思ひまして。できればそういった視点も入れていただかないと、子供は防げないですからね。本当に小さい子だと意味合いもわからないので。以上です。

【武田会長】 何かこの点に関連して御発言のある委員の方はおられますか。

【大崎委員】 私も村松さんの意見とすごい共感する部分がありまして、加害者にならない教育っていうところも必要だと思う事例がありますので紹介したいと思います。3年近く継続支援しているお母さんは軽度の知的障害の方で、高校生の時に妊娠が分かり、もう分かった時点だと、もう中絶ができない段階でした。相手本人もその家族からも認めてもらえずに出産になりました。お子さんが5か月の時に、私たちの広場利用が始まり、子育て支援コーディネーターとして担当保健師と連携して今も支援をしています。幼さと人なつつこさが目立つ方で誰にでも気を許すことが心配でした。彼女の周りの人が、特性を理解し、性の対象とする関わりをいけないことと、教育する以外はないのかと思います。今、3歳になったこの子は将来的にヤングケアラーになるわけですね、お母さんをずっとケアしなくちゃならない。障害がある子に対しての性被害は長期に渡って、どれだけいろんなところに影響があるのかというのが、このところだとあまり見えてこない。そういうところも含めて、今埼玉県はどういった形で、現場で

性教育をやっているのでしょうか。

【武田会長】 事務局の方から何か、村松委員、大崎委員の御発言について御説明ございませんでしょうか。

【事務局】 貴重な御意見をありがとうございます。確かに、被害から子供たちを守りましょう、子供たちに対し危ない目には遭わないようにしましょうといったポスターなども結構あると思いますが、逆に、お話を伺っておりますと確かに加害者に対しての取組というのが、本当に求められていると思います。資料4の44ページにDVの施策のところですが、新たな取組として入れているのが「加害者に向けた取組の推進」です。現在DV防止基本計画の策定も進めていますが、そちらにも盛り込んでいます。性暴力も合わせて考えてできればいいかなと考えております。やはり加害者に何か防止に向けて働きかけをしていかなければと思っています。更生ができれば一番いいと思うんですけどもなかなか難しいところもあります。DVについては、国の方で更生に向けた加害者プログラムの研究を行っています。令和4年度にDV加害者更生に向けた必要な措置がされることとなっております。我々としては国の動きを踏まえながら、性暴力は非常にDVと関連してる暴力だと思っておりますので、できることを進めていければと考えております。あとはまずできることとしては、やはり一番は広報だと思っております。例えば「DV、性暴力は絶対やってはいけない」という内容のものです。青少年に対し危ない目にあわないようにしましょう、被害者にならないようにしましょうと働きかけるだけではなくて、こういう行為はいけないんだよという、加害者に対するメッセージというのをやっていきたいなと思っています。DV、あるいは性暴力も含めてですが、まだまだそういう点が足りないのかなと考えています。被害に遭った人があったら相談してくださいとそういう広報は一生懸命やっておりますが、プラスしてこれは駄目だよというメッセージがやはり、我々としても少ないのかなと思っております。先ほどの施設の現場でのお話、本当に痛ましいと思います。被害が潜在化してるお話について、施設の職員向けの研修というのをそれぞれの部署でやっておりますが、そういったところでぜひDV、性暴力の防止について、研修に盛り込んでいただければお願いして参りたいと思っております。

【武田会長】 はい、ありがとうございます。何か、今の御説明について御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。では石崎委員どうぞ。

【石崎委員】 今の御説明を踏まえたと45ページの推進項目の②の、性犯罪、性暴力の防止に向けた意識啓発というところで、特にイのところですが、企業や大学等との連携による、女性社員や女子学生向け防犯講話等の実施となっております。DVにせよ性暴力にせよ被害者は女性が圧倒的に多い現実を踏まえて、女性向けになっているのかなと思うのですが、大学などでこのような講話を実施する時に、性犯罪はいけないということを意識啓発していく時に女子学生だけに限定するよりも、むしろこのような話こそ男子学生や男性社員も一緒に聞いて、みんなで誰もが加害者にも被害者にもならない社会を作っていくという意識を醸成していくことが大事だと思うので、ここを女性に限定してしまうのはどうなのかなと思います。そこが今、私が引っかかっているところです。例えば私は女子大で教員をやっているのですが、もし県や地元の警察の方にこのような講話をお願いしたときに、対象は女子大なので学生イコール女性になりますが、共学の大学で実施するときに、対象は女子学生だけに絞ってしまってもいいのかな、皆さんはいかがでしょう。もちろん、実態を踏まえ、女性にこのようなことをさきほどの緊急避妊ピルのことなども含めて、特に女子学生に理解してほしいことはいろいろありますが、一方で、男性がこのような話を聞くチャンスを逸してしまうというのもどうなのかなと。女性だけの方が参加しやすい人もいるのかもしれませんが、この点が気になりました。いかがでしょうか。

【武田会長】 はい、ありがとうございますこの45ページの推進項目の②のところですね。

【石崎委員】 女子や女性ということで、対象が限定されてしまう印象があります。では、男性は関係ないのかという印象を与えてしまう気がします。性犯罪は女性だけが気をつければよいのだという問題になってしまうのもどうかと思います。

【武田会長】 何かこの辺について、御意見のある方いらっしゃいますか。

【石坂委員】 私どもの大学では、かつて、「女性限定」という形でこういうことをやりたいという依頼がありましたが、かなり議論になりました。もし、この種の企画やイベントで、男性から依頼があった場合、駄目とは言えないので、もし男性から依頼があった場合でも、聴講可能かどうかを確認するようにしています。先生がおっしゃるように、こうしたテーマにつ

いては、女性に特化しなくても、広く男性にも聞いてもらいたいと思いますので、女性に特化、限定せず推進していった方がいいのではないのでしょうか。

【武田会長】 はい。ありがとうございます。他にはございますでしょうか。

【廣澤委員】 企業の視点から申し上げますと、なかなかセクハラとかそういうレベルの勉強会は、社内で行われることは一般的にあるんですが、さらにもう一步踏み込んでこの性犯罪とか性暴力のところまで、しかも男性社員も含めてそういうことを聞く機会っていうのは、おそらくあまりないのではないかなと思いますので、新たな取り組みとして、場合によっては男性が付き合ってる女性がそういう被害を受けるようなケースも当然あるわけなんで、知っという損はないというか、知っておくべき内容だと思いますので、可能であれば男女問わずそういう機会を与えることは必要なような気がします。以上です。

【武田会長】 はい。それでは大崎委員。

【大崎委員】 男性のレイプの問題っていうのも最近言われていますね。女性だけではなく、性被害にあうのは男性もいらっしゃるんで、やっぱり女性だけがその対象になるというか、性被害を受けるのではないという理解を進めていただきたいところもありますので、やっぱりそういうところをやってもらいたいと思います。今、これから話すことが的を射てるか分からないのですが、私は小学校5年生の時に集団で泊りに行くときに、女子は女子だけ分かれて生理の話をするっていう時代で生きてたんですけども、今はどんな感じになってるのでしょうか。生理に関してこういうものを使いました、こういうことになりまして説明をするのに、女性だけが集められてこそこそと話をした時代の人間なんですね。今私はパパママ教室とかそういったところで関わっているのですが、パパさんがママさんの生理の辛さだとか、そういうところを理解がないんですね。知らないんで分からないんです。そうなった時に、やっぱり女性の身体、男性の身体で起きることを分けて教えるべきじゃないのではないかと思います。それを、小さい時から当たり前のように、相手のことを思いやるとか相手の体の不調とかを感じられるような教育をしていただくことで、そのまま延長上にそういうことがあったら、いいんじゃないのかなと思います。

【武田会長】 ありがとうございます。それではちょっといろいろ出ましたけれども、事務局の方からいかがでしょうか。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。この45ページのところで、指標で女性の安全安心ネットワーク参加団体数を挙げてまして、県内の行政・企業・大学が連携して、そういった性犯罪の撲滅を目指すネットワークをやっておりますので、そういった中でこの女子学生向けの防犯講話をやっていると聞いております。男性に対する働きかけは非常に重要だと思いますので、所管するところにも伝えていきたいと思います。また、男性も確かに性暴力に遭う危険性もありますので、やはり性に捉われないというような形で取組を進められるように考えていきたいと思います。生理の方も、今も恐らくそういった形でやられているのではと思いますが、最近ですと「生理の貧困」ということで、密やかに語られていた生理について、オープンになって議論されるようになって、それぞれ体の仕組みを理解するような機運も出てきており、そうしたことは重要だと思っております。また、現在の性教育のあり方についての皆様の御意見を教育局の方にもしっかり伝えさせていただきたいと思います。

【武田会長】 ありがとうございます。今、男子女子を問わず、様々な情報、こういったようなものがしっかりと若いうちからその年齢に適した形で提供されていくことの重要性ということで今お話がされたんですけれども。私が資料1の、女性の登用についてこの県立高校の男子校と女子校と共学校で格差はありませんかという質問をさせていただいたんですけれども、ここで管理職比率というような形で、やはり男子校というのが、女子校、共学校と比べて明らかに差があるというような数字が今回出されました。やはり今、私達が男女共同参画に関する取組を進めていく時に、この男子校といったようなものが、何かここだけが例外というか、取組の外というか、そのようになっていないかと現状把握をして、もし何か問題があれば、それに早めに気づいて対応していくことが必要だと今回気づかされた、そういう数字ではないかなと思っております。様々な男女共同参画に関する取組がすべての学校で行われていくようになってほしいなと思います。そこをちゃんと確認していただきたいなと思っております。これは私の個人的な意見なんですけれども、何かこの問題についてでも、あるいはまた別の件につきましても、資料1から資料4のところについて、御意見のある方がおられたら出していただきますようお願いします。それでは知野委員お願いします。

【知野委員】 資料3の基本目標3の3の推進指標なんですが、健康寿命ということで、この定義の説明がありまして、65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間ということで指標になってます。その詳しい内容として資料4の61ページ、ここなんですが、スポーツ分野における男女共同参画の促進ということで書かれてるんですが、具体的な推進項目について、①から⑧まであります。この中で、この指標に挙げた「65歳以上の健康寿命を維持する」そういったことに対し具体的にサポートするような推進項目が書かれてないんですね。①の「一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進」というのは多分そうなのかなとは思いますが、片やジュニアであったり女性アスリートであったり、スポーツ指導者の育成と書かれているに対し、指標である健康寿命に関する具体的な推進項目がないというのは、ちょっと寂しいのかなと思うんですがいかがでしょうか。

【武田会長】 この点について何か事務局の方からありますでしょうか。

【事務局】 はい、ありがとうございます。男女の健康支援の推進指標の健康寿命と、このスポーツ分野における男女共同参画の促進との関連ということでよろしいでしょうか。こちらが基本目標ごとに推進指標を設定しておりまして、基本的な施策が四つありますけどもトータルな指標として設定をさせていただいております。スポーツ分野というのが、特にスポーツ習慣が男性に比べて女性の習慣の割合が低い、というところがありますので、そこを上げていくというところで、例えば運動部の女子学生への適切な支援だとか、あと女性が参画しやすいように女性スポーツ指導者の育成ですとか、スポーツ科学による女性アスリート支援という形で整理しております。そういったものも含めましてトータルで、男女の健康支援をするという指標として設定をさせていただいております。なお、余談ですが、最近女子のプロサッカーリーグが始まりまして、本県でも3チーム、レッズとアルディージャとエルフィンが入っております。（注：三菱重工浦和レッズレディース、大宮アルディージャVENTUS、ちふれASエルフィン埼玉、11チームのうち本県から3チームが参加）WEリーグは女性のエンパワーメントをサッカーを通じて進めていくというところがございます。

【武田会長】 御説明は以上の通りですが、他に何か最後にこれは言っておきたいという、御発言のある委員の方がおられましたら、論点だけ出していただけるでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ここで次の資料5についての説明を事務局からしていただいて、その先の

話に進みたいと思います。では事務局の方から資料5についての説明をしていただけますでしょうか。

【事務局説明】

・資料5に基づき、次期計画の目標に係る小見出し案（案1～案3）を説明した。事務局としては本県の推進条例、次期計画案の基本的な視点を踏まえ、案1でどうかと考えている旨お伝えした。

（資料5 次期埼玉県男女共同参画基本計画の目標に係る小見出し案について）

【武田会長】 御説明ありがとうございます。ただいまの御説明、案1としたいという御提案ですけれども、いかがでしょうか。何か御意見ございましたらあるいは御質問ございましたらお出してください。古西委員お願いします。

【古西委員】 私も案1に賛成です。ただ表現の仕方として本日の議論を踏まえると、「性別にかかわらず」というのを「多様性」に変えて、例えば「人権と多様性が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ」とした方がいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

【武田会長】 性別にかかわらずではなくて、多様性という形で人権と多様性が尊重され、誰もが活躍できる埼玉への方がいいのではないかという、こういうことですね。他の方はいかがでしょうか。村松委員どうぞ。

【村松委員】 確かに今、LGBTQとって性別まだXというか、分からないって方もいるので、性別を決めなきゃいけないみたいな感じに読み取れてしまうので、性別にかかわらずという表現を避けた方がいいのではという、私も同じように思いました。

【武田会長】 性別という表現は避けた方がいいのではないかという御意見ですね。古西委員も同じ主旨ということで、そこを多様性という言葉で表現した方がいいんじゃないかという御意見ですね。他の方はいかがでしょうか。

【石崎委員】 私も今の御意見に賛成です。性別にかかわらずというよりも人権と多様性の尊重の方が、分かりやすく伝わりやすいと思いました。

【武田会長】 はい。他の方はいかがですか。パブリックコメントに行く案を今日ここで、それなりに固めたいというのが事務局の日程的な意向なんですけれども、事務局としては今の第1案をベースにしつつも、「性別にかかわらず」は「多様性が尊重され」と多様性に置き換えるという意見を支持する方が複数おられるという現状ですが、事務局から御意見がありますか。

【事務局】 多様性は重要ですけども、こちらが男女共同参画の基本計画ということで、ジェンダーという問題がありますので、そういったところを分かるようにできればいいのかなというところもございます。男女共同参画社会の実現とセットで使えればいいんでしょうけど、バラバラで使うとなると、性別にかかわらずというところがないと分からなくなってしまうというところもあるかなと思います。多様性がというところは、誰もがというところにも関連してくると思います。分かりやすさというところも考えると、「人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉」というような形が良いのではないかと、皆様の意見を伺い思ったところでございます。

【武田会長】 「人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ」、性別にかかわらずというのはちょっと避けた方がいいのではという御意見を踏まえたと、とりあえず「性別にかかわらず」は削除して第1案でいくと、「人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ」ということになります。そちらの方が今の案より良いかなということですね。「男女共同参画社会の実現」がメインのタイトルで、副題が「人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ」ということであれば、十分これが目的を達してるということで、特に皆さんから御異論もないかなと思います。そういったところが今日の皆さんの御意見というような形で、最終的に県の方で案を取りまとめいただくということでいかがでしょうか。この、最終的な目標に関する小見出し案については、御意見はよろしいでしょうか。それでは、この案について今日出た意見をもちろん踏まえて、さらに調整をしていただくわけですけども、またさらに庁内調整といったようなことが行われて、必要な意見というものが出されるということもあるかと思えます。それで、今日の審議会というのが県民コメントの前の最後の審議会ということになります。県民コメントをする際の計画案文の確認というのが必要になるわけですが、こちらにつきましては本日の皆様の御意見を踏まえて、会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。皆さん、御承知いただけますでしょうか、御異議のある方はおられませんでしょうか。それでは、御異議

はないということでそのようにさせていただきたいと思います。それでは、最後に報告事項1点、資料6に基づき事務局より説明をお願いいたします。

【事務局からの説明】

・資料6に基づき、本県の次期DV防止基本計画（案）概要について説明した。

（資料6 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」（案）の概要について）

【武田会長】 ただいまの事務局の説明について意見質問等がありましたらお願いいたします。はい、大崎委員。

【大崎委員】 つまらない質問かもしれないのですが、配偶者「等」の漢字について、こちら（配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画）だと「等」になってますよね。それがこっち（男女共同参画基本計画）だと平仮名で「など」ってなってるんですけど、その違いは何なのでしょう。そんなにこだわらなくていいのかもしれないのですが、調べましたら「など」というのは、鉛筆などとか、「等」の方がいいのかなと思いました。

【武田会長】 この二つの計画は、同時進行で今作られているようですが、ちょっと両者の関係はまた見ていただく必要があるということですね。同時にパブリックコメントにかけられるということですので、さらに踏まえて、パブリックコメント後に確認していくことにしたいと思います。他には何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後になりますけれども何か他に御発言のある方おられますでしょうか。よろしいですか。それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。皆様のご協力により円滑に進行することができました。ありがとうございました。

【事務局】 本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。委員の皆様からいただきました貴重な御意見、並びに今後実施いたします県民コメントの結果を参考に、次期埼玉県男女共同参画基本計画の策定を進めて参りたいと存じます。それではこれを持ちまして、第59回埼玉県男女共同参画審議会を閉会いたします。なお次回の審議会は11月26日、金曜日を予定しております。